

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和8年4月6日（月）
担当課	産業部商工振興課
電話	0791-64-3158

報道機関各位

スタートアップを支援！ 拡充した創業支援事業補助金の利用者を募集

本市では、産業振興、雇用促進及び定住促進を図るため、市内で創業を計画している方に対して、その創業に係る経費の一部を補助しています。今年度から補助対象を拡充し、第二創業及び事業場の新設を計画している方への補助を加えることで、更なる雇用の創出、定住移住の促進と、賑わいの創出につなげます。

記

1 補助金の内容

創業に必要な経費のうち、次のものを補助します。

店舗建築・改修・設備購入等に要する経費の1/2以内※1

区 分		補助上限額
創業		150万円
転入者による創業		200万円
重要伝統的建造物群保存地区内での創業		250万円
転入者による重要伝統的建造物群保存地区内での創業		300万円
商業地域内での創業※2		200万円
転入者による商業地域内での創業※2		250万円
拡 充	第二創業	75万円
	転入者による第二創業	100万円
	重要伝統的建造物群保存地区内での第二創業	125万円
	転入者による重要伝統的建造物群保存地区内での第二創業	150万円
	商業地域内での第二創業※2	100万円
	転入者による商業地域内での第二創業※2	125万円
	事業場の新設	50万円

※1 対象経費…店舗等の建築・改修、設備購入にかかる経費、店舗・設備にかかる賃借料・店舗の設計費、広告宣伝費などにかかる経費

※2 都市計画法第8条第1項第1号の規定による商業地域

2 補助対象者

(1) 市内で創業等を計画している方で、かつ、創業の日から起算して3年以上継続して市内で事業をされる方

(2) 商工団体の指導を受けて事業計画を作成し、かつ、商工団体に加入する方（応募の時点では商工団体での事業計画作成・加入の必要はありません。）

(3) 市区町村税を完納している方

※ 令和9年3月末日までに創業する方に限ります。

※ 同一事業者に対する開業前支援補助金の交付は1度限りとします。

3 補助対象事業

- (1) 製造業、情報通信業、建設業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、生活関連サービス、教育・学習支援業及び医療・福祉に係る事業
- (2) 国及び他の地方公共団体等から補助金等の支援を受けていない事業

4 応募期間

4月10日（金）～5月29日（金） 17時15分（必着）

5 応募方法

産業部商工振興課まで必要書類を持参又は郵送

6 応募に必要な書類

創業支援事業計画書、予定地の位置図並びに現況写真、事業費等の内訳がわかるもの（見積書の写し等）

7 選考

募集期間終了後、審査を行い、採択の可否を決定のうえ連絡します。